

ハラスメント防止方針

当財団は、職員及び職員以外の方々（派遣労働者、取引先の社員、採用面接やインターンシップ等の求職者や学生を含み、以下「職員等」といいます。）に対するパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びカスタマーハラスメントを含む、あらゆるハラスメント行為を許しません。

職員等の人格と尊厳を守ることは、質の高いサービスを提供するための重要な基盤です。

当財団では、ハラスメント防止に向けた取り組みを継続的に行い、相談窓口の設置、研修の実施、適切な対応体制の整備に努めています。

また、顧客・利用者・取引先の皆様におかれましても、相互の尊重に基づく適切な関わりをお願い申し上げます。

社会通念上許容される範囲を超える暴言・過度な要求・執拗なクレーム等は、職員の就業環境を害する「カスタマーハラスメント」に該当する場合があります。その際には、状況に応じて適切な対応を取らせていただきます。

当財団は、今後もハラスメントのない健全な職場環境づくりに取り組み、利用者の皆様に安心してサービスをご利用いただけるよう努めてまいります。

令和8年7月

一般財団法人 大阪建築防災センター
理事長 多田 純治